

駒沢オリンピック公園ドッグラン利用規約

このドッグランは、人と動物の豊かな共生生活を目指してつくられました。誰もが安心して快適に利用できるよう、利用規約を守って仲良く、譲り合ってご利用ください。

東京都と駒沢オリンピック公園管理所を管理者として、利用されるすべての方のボランティア活動およびボランティア団体（駒沢オリンピック公園ドッグランサポートクラブ）の運営サポートによって成り立っています。飼い主と飼い犬の関係性にひとつとして同じものはない中で、人と犬の豊かな共生社会を実現するために、利用規約を守り、利用者同士互いに声をかけあい、譲り合い、マナーアップに繋がるよう交流を深め、誰もが安心して快適に利用できるよう、そして、ドッグランの内外でのマナー向上に努めてください。

1. 利用登録

- 1 都立 12 公園は共通のドッグラン利用登録制となっています。登録のうえ、ご利用ください
(対象 12 公園：桜ヶ丘公園、神代植物公園、篠崎公園、小山内裏公園、蘆花恒春園、駒沢オリンピック公園、城北中央公園、水元公園、舎人公園、代々木公園、木場公園、小金井公園)
- 2 利用登録では、ドッグランを利用希望する犬が、狂犬病予防法で義務づけられた、当該年度の狂犬病予防注射を接種し届出が完了していることを「狂犬病予防注射済票（プレート）」で確認し、犬の管理責任者を明確にします
なお、「狂犬病予防注射済票（プレート）」に管理番号が付番されていない場合、「犬鑑札」または「マイクロチップ登録証明書」に記載された番号とあわせて確認を行い、犬の管理責任者を明確にします
- 3 利用登録が完了した場合でも、各公園の利用規約により、利用できない場合がありますので、利用にあたっては、予め各公園の利用規約をよくご理解のうえ、利用してください
- 4 利用登録の有効期限は、利用登録証発行の日から翌年度の 6 月 30 日までです。それ以降も利用される場合は、当該年度の狂犬病予防注射済票が発行されてから有効期限までの間に登録申請をしてください
- 5 生後 4 か月未満の犬は登録できません
- 6 利用登録は 1 頭ごとに 1 登録が必要です。利用登録証は同居のご家族内で利用が可能ですが、別居のご家族も含め、他人への貸与は認められません
- 7 ドッグラン入口の暗証番号については利用登録者へお知らせします。第三者へ暗証番号を教える行為は一切禁止します

2. 利用できない犬

- 1 噛む可能性があり飼い主が制御できない犬、噛み癖のある犬、闘犬の訓練を受けた犬など、他の犬や人に危害を加える恐れのある犬。（口輪をつけた場合は除く）
- 2 しつこく他の犬を追い回すなど、飼い主の指示を聞けない・飼い主が制御できない犬

- 3 発情期（ヒート）のメス犬
- 4 病気（皮膚病等、感染症罹患、消化管内寄生虫等感染）の犬や、ノミ、ダニ、シラミ、疥癬などの外部寄生虫がいる犬

3. 利用案内

- 1 利用時間
 - ・ 24 時間利用できますが、原則として、日の出ている時間帯でのご利用をお願いします（騒音トラブル防止や、ドッグラン内も暗く危険なため）
- 2 ドッグランの閉鎖
 - ・ 大雨、強風等の荒天時、災害発生時など、管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります
 - ・ 緊急工事など、広場の維持管理・運営上、やむを得ない場合、予告なしに閉鎖することがあります
- 3 1 人が 1 回に連れて入れる犬の頭数
 - ・ 1 人が 1 回に連れて入れる犬の頭数は最大 2 頭までとします（それ以上はコントロールしきれないと判断するため）
- 4 年齢制限
 - ・ 未就学児は入場禁止です（ドッグランは犬の運動場であり、大人でも事故の可能性のある大変危険な場所のため）
 - ・ 小学生、中学生の利用は、成人以上の保護者の同伴が必要です（トラブル発生時に、本人が対処できないため）
- 5 エリアの利用サイズ

エリア	説明
小型犬	体重 8 kg 未満の犬のみ
中・大型犬優先	体重 6 kg 以上の犬のみ

※犬の健康状態にも関わりますので、各自こまめに体重測定をお願いします

4. 禁止行為

- 1 ボール・おもちゃ・道具など全ての運動用具の利用および持込み・設置
- 2 入退場口の二重扉の同時開閉（同時に開閉すると犬が飛び出す危険があるため、一枚ずつ開閉し、必ず一枚は閉まっていることを確認するようお願いいたします）
- 3 マウンティングすること
- 4 飼い犬や他の犬へのエサ、おやつ等の給餌
- 5 ベビーカーやドッグキャリヤー、イスなどの工作物、シート等の持ち込み
- 6 犬以外のペットの入場
- 7 犬だけをドッグランに放置したり、目を離したりする行為
- 8 ドッグラン内での飲食（酒）、喫煙
- 9 訓練士などの営業活動や、許可のない集団での利用や特定のグループによる独占的利用（ただし、東京都、公園管理者による催事は除く）

- 10 犬のブラッシングや洗浄行為
- 11 人のみでの入場
- 12 フレキシブルリード・ロングリードを伸ばしての利用
- 13 チラシや物品の配布・販売といった営利目的の利用や営業活動、広告宣伝行為、政治活動
宗教活動（公園全域）
- 14 無許可の雑誌・TV などの取材・撮影及び個人肖像権に抵触する撮影
- 15 水遊びや水道を出しっぱなしにしての利用
- 16 その他、公園管理者が、管理運営上支障があると認めた行為

5. その他注意事項

- 1 ドッグランに入場する際は、必ず登録証を携帯し見える位置に身につけてください
- 2 登録証の譲渡や貸借は一切できません。未登録の犬を入場させることのないよう、扉についている錠の暗証番号を他に伝えることや、公表することのないようにしてください
- 3 犬の糞尿、吐しゃ物等の処理
 - ・ 糞や吐しゃ物などの汚物は飼い主が速やかに回収し、責任をもって持ち帰って処分してください
 - ・ 汚物は公園のごみ箱やトイレに捨てないでください
 - ・ 尿をした後は速やかに水で洗い流してください
 - ・ 糞をしたことに気づかない飼い主を見たら声をかけてください
- 4 犬のコントロール
 - ・ リードを外しているときは、スマートフォンを見続ける・話しこむ・座り込むことなく、犬から目を離さないようにし、興奮状態などに陥った際は、直ちに制止させてください
 - ・ 犬が「マウンティング」、「追い回し」、「吠え続ける」など、他の犬や人に迷惑を及ぼす状況が発生した場合、飼い主は速やかに制止させてください
 - ・ 飼い主の指示を聞けない犬は、リードを外さないでください
 - ・ 噛み癖のある犬は口輪をつけてください。
- 5 ドッグランは犬の運動場です。犬との接触、飛びつきなどにより転倒・ケガの危険があります（走り回することは、犬を挑発する行為になり危険です）
- 6 事故が発生した場合は全て自己責任です。入場者はよく考えた上で利用ください
- 7 ハイヒール・固い靴底の靴・ローラーシューズ等での入場はご遠慮ください（犬や人がケガをすることがあります）
- 8 犬に壊されたり、汚されたりして困るものの着用・持ち込みはご遠慮ください
- 9 持ち物はベンチに置かず、お持ちになってください
- 10 路上駐車など、近隣住民や他の公園利用者に迷惑のかかる行為はおやめください

6. 自己責任による利用

- 1 ドッグラン内や、その周辺で発生した利用者同士のトラブルは、当事者同士で誠心誠意よく話し合
って解決してください。東京都、公園管理者およびボランティアは一切責任を負いません
- 2 人、犬いずれにおいても事故・怪我・病気感染・寄生虫感染等、すべてにおいて自己の責任であ
ることを了承のうえで、ご利用ください

- 3 いかなる場合も、公園管理者は利用者の個人情報はお伝えできませんので、必要に応じて、お互いの連絡先を交換するなどご対応ください
- 4 事故発生時は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを順守してください
 - ・ 犬が人を噛んだ場合、飼い主は、適切な応急処置及び新たな事故の発生の防止する措置を取り、発生後 24 時間以内に、「動物愛護相談センター」または「保健所」に届け出をしてください
 - ・ 犬が人を噛んだ場合、飼い主は 48 時間以内に、噛みついた犬の狂犬病の疑いについて、獣医師に検診させてください

7. 規約の変更

必要に応じて、駒沢オリンピック公園ドッグラン利用規約を変更することがあります

8. 個人情報について

- 1 登録申請にかかり、ご提出いただいた個人情報に関しては、ドッグランの管理、登録以外の目的には利用いたしません
- 2 個人情報に関して閲覧の要望がありましても、警察などの公的機関以外への提供はいたしません

9. 利用登録の抹消、退会について

- 1 利用規約に違反する行為、その他迷惑行為等があり、公園管理者等の指導に従っていただけない場合、公園管理者の判断で利用登録を抹消することがあります
- 2 登録申請に、虚偽の内容があった場合は、登録抹消することがあります
- 3 有効期限を待たず、自主的に退会を希望される場合は、公園管理所までお申し出ください

東京都および駒沢オリンピック公園管理所の管理の下、駒沢オリンピック公園ドッグランサポートクラブの協力により運営を行っています。

駒沢オリンピック公園管理所 03-3421-6431